空き家を活かす新しい制度がスタート！

「誰かに住んでもらいたい」「売りたい・貸したい」空き家はありませんか？

町では、町内の空き家や空き地を「売りたい・貸したい人」と「住みたい人」をつなぐ空き家バンクを開始します。
「使っていない家があるけれど、どうしたらいいかわからない」
「家を売りたい、貸したいけれど、買い手・借り手をどうやって探せばいい？」
そんな空き家をお持ちの人は、空き家バンクへの登録を考えてみませんか？

空き家バンクって？

空き家バンクは、町内の空き家・空き地を登録し、物件情報をウェブサイトで公開することで、移住希望者や新しい住まいを探している人と、売りたい・貸したい人をつなぐ制度です。売買・賃貸の交渉や契約は、宅地建物取引業者が仲介します。

登録から契約まで

STEP 1	STEP 2	STEP 3	STEP 4	STEP 5	STEP 6
まずは町へ相談	必要な書類をそろえて登録申請	町が建物・土地の状態の現地確認	空き家バンクに登録し、物件情報を公開	住みたい人が内覧・交渉	宅建事業者が仲介して売買・賃貸契約へ

※登録は無料ですが、売買等契約が成立した場合は、法令に基づく成功報酬を仲介する宅建事業者へお支払いいただくことになります。

登録できる物件の条件

空き家バンクに登録するには、一定の条件があります。

- 伯耆町内にある空き家・土地であること
- 売る・貸す意思があること
- 所有権や処分する権限が確認できること
- 共有者・相続人など全員の同意があること
- 現地調査や物件情報公開に同意できること
- 登録期間中も適切に管理できること

一方で、倒壊などの危険が高いもの、安全に立ち入り・内覧ができないもの、倉庫のみ・店舗のみの物件などは登録できません。

そのほかにも条件がありますので、「うちの家は登録できる？」という場合は、まずはお気軽にご相談ください。



空き家の活用に使える補助制度

空き家バンクに登録された物件には、リフォームや家財の処分などに利用できる補助制度があります。

● 空き家等改修支援事業

水回りや内外装の工事、家財の撤去などにかかる費用の1/2、上限90万円

● 空き家等残置物処分事業

家財の搬出・処分にかかる費用の1/2、最大30万円
※主に県内からの移住者向け

● 空き家の家財道具処分支援事業

家財の搬出・処分にかかる費用の1/2、最大40万円
※県外からの移住者向け

空き家化抑制補助制度

● 多世代同居住宅整備支援事業

高齢者世帯の住宅に若い世代が住み継ぐための改修費用の1/2、最大100万円

※補助制度の利用には、それぞれ条件があります。詳しくはお問い合わせください。

詳しくは一緒にお送りしているチラシをご覧ください

空き家は、長く使われないままになると、管理や相続などの問題が大きくなることがあります。
「うちの家は登録できるのかな？」「相続した家をどうしたらいいかわからない」
「売るか貸すか迷っている」など、空き家に関する気になることがあれば、まずは同封のチラシをご覧いただき、お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先　企画課 地域未来戦略室　0859-68-4001

▲空き家バンク登録情報はこちら